

つくばみらい市立小張小学校「いじめ防止基本方針」

1 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。すべての児童を対象に、いじめに向かわせないために未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ①いじめを報告するのが悪い学校ではない。いじめを発見し解決するのがいい学校という意識をもつ。
- ②「弱いものをいじめることは人間として絶対許されない」との強い認識をもつ。
- ③いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行う。
- ④いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有しているので、家庭との連携を十分に行う。
- ⑥家庭・学校・地域社会などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。
- ⑦いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。その際は、学校として警察へ相談・通報し、速やかに連携を図る。

2 いじめ防止のための校内組織

(1) いじめ問題対策委員会

- ① 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
(必要に応じて、スクールカウンセラー、外部の専門家や学校運営協議会委員、保護者、該当学年担任、児童代表、地域住民等)
- ② 役割
 - ・いじめ防止基本方針の策定
 - ・いじめの未然防止、早期発見、対応（いじめ認知を含む）
 - ・進捗状況の確認
 - ・教職員の資質向上のための校内研修
 - ・いじめ防止基本方針の見直し
- ③ 開催
 - ・毎月第4水曜日に定期委員会を開催
 - ・必要に応じて委員会を開催（いじめケース会議）

(2) 毎週開催の職員集会での情報交換及び共通理解

全教職員での配慮を要する児童や学級・学年の生徒指導に関する現状、指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめの未然防止のための取り組み

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象

に事前に働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的、基本的な学習事項の徹底習得
 - ・安心して意見を伝え合える場面の設定（対話の時間の設定、言語活動の充実）
 - ・授業評価アンケートの実施
- (2) 学級規律の徹底
 - ・1分前行動によるゼロ分スタート
 - ・正しい姿勢
 - ・発表の仕方・聞き方・言葉遣い
- (3) 学級集団づくり
 - ・話し合い活動・学級活動の充実
 - ・一人一人のよさを認め合う集団づくり
 - ・居場所づくり・絆づくり
 - ・ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンター等の有効な活用
- (4) 道徳教育の充実
 - ・自己肯定感を高める道徳科の授業の工夫
 - ・道徳科を要とした全ての教育活動における道徳教育の充実
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解（全学級での『いじめ定義』の話し合い活動を実施）
- (5) 地域伝統文化体験、農業体験、交流体験の充実
 - ・総合的な学習等における地域の伝統文化体験（「綱火」等）・農業体験活動の設定
 - ・縦割り班での活動をとおしての交流体験（思いやりや仲間意識の育成）
- (6) 児童会活動
 - ・学校行事の主体的な運営
 - ・委員会活動の充実（『いじめゼロフォーラム』の実施）
- (7) インターネットやSNS等のいじめの対策
 - ・全児童のインターネットに関する使用状況調査により現状把握
 - ・専門的な機関による情報モラルの学習会開催
 - ・担任によるSNS等でのいじめに関する授業の実施
 - ・家庭における情報機器の使用についての保護者との連携（家庭での話し合いによる使い方のルール作り等）

4 いじめの早期発見の取り組み

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには教職員が意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。

- (1) 教師一人一人の違った視点と豊かな感性による日常的な児童の観察及び理解
 - ・時間を確保し、なるべく児童と一緒にいるように努める。
 - ・児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などの観察
 - ・日記や自主学習ノートの活用
 - ・年2回の教育相談やアンケート調査（随時）の実施
 - ・校内オンライン相談窓口の設置・活用、毎日の心の健康観察の実施
 - ・年3回の養護教諭と全児童の健康相談の実施
- (2) 日々の情報交換と迅速な報告による初期段階での組織的な対応

・職員集会における生徒指導情報交換の実施

(3) 家庭・地域との連携を密にした情報交換

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに『予防的介入』を行う。

- ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
(状況に応じて他の職員が中心になるなど、柔軟に対応する。)
- ・「いじめ問題対策委員会」を立ち上げる。
- ・学級活動等でいじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導にあたる。
- ・「学級づくりの時間」等、ふれあいの時間を大切にするとともに所属感を味わえるような学級づくりに努める。

(2) 本人・保護者等からいじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。

- ・秘密の厳守を約束し、じっくりと話を聴いて安心感をもてるようにする。
- ・本人の苦痛を親身になって聴く。
- ・いじめが解決するまで、最後までしっかりと守ることを約束する。
- ・基本的には本人の了解を得てから事実究明に乗り出す。
- ・担任や学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら、共に考える。
- ・特に保護者の訴えに対しては、管理職・生徒指導主事なども同席するなど、複数で対応する。

(3) いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。

- ・いじめを制止し、関係児童を残す。
- ・必要に応じて他の教師の協力を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど事実を確認する。
- ・その日の内に、関係児童から個々に事情を聴き、再度事実を確認する。(刑罰法規に抵触するような事案の際には速やかに警察と連携を図る。)

(4) いじめていた児童・保護者への対応

- ・保護者にいじめの概要について説明し理解を求めると共に、今後の家庭教育の在り方等について一緒に考える。
- ・いじめていた児童には、いじめは絶対許すことのできない問題であることを厳しく指導する。
- ・いじめた責任は謝ってとれるものではない。いじめられた児童が安心して学校生活を送れるようにすることが責任をとることであることをいじめた児童にしっかり指導する。
- ・当該児童が抱えている問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう継続的に支援、指導する。

(5) いじめられていた児童・保護者への対応

- ・家庭にいじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・二度とこのようないじめが起こらないように指導の徹底を図ることを約束する。
- ・いじめられていた児童に対しては、様々な方向から心のケアをしていくとともに、安心して学校生活を送れるように、全力で守っていくことを約束する。
- ・保護者とこまめに連絡をとり、丁寧に経過報告を行う。

(6) 観衆・傍観者への対応

- ・はやし立てる行為はいじめを助長するもので、いじめと同じであることを指導する。また黙って見ているだけであっても、いじめを支持していることになることを伝える。
- ・いじめの問題について話し合う機会を設ける等、自分の問題として考える機会にする。
- ・いじめは絶対許されない行為であり、自分達の力で根絶しようとするのが重要であることを指導する。

(7) 警察との連携

- ・(1)～(3)のように発見したいじめに関して、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する場合は、学校として警察へ相談・通報し、速やかに連携を図り、対応する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に大きな被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生したことを市教育委員会に速やかに報告するとともに、必要に応じて警察署などの関係機関に通報し、援助を求める。
- ②教育委員会との協議の上、当該事案に対処するいじめ問題対策委員会を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会などにより適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向け、協力を依頼する。

7 取り組みの評価及び検証

学校は、いじめ防止等に向けた取り組みについて学校評価を用いて検証し、その結果をつくばみらい市教育委員会並びに保護者・地域に報告する。

H29. 3. 14 国のガイドライン改定に伴う見直し

(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン：平成29年9月1日より施行)

8 いじめの正確な認知の推進

学校は、いじめの認知の判断基準について、「継続性や集団性」等の要素により限定して解釈することがないよう、法のいじめの定義を正確に理解して判断する。また、保護者・地域住民にも積極的に正確な情報を発信する。

※認知件数0の場合、その事実を児童や保護者に年度末に公表し、認知漏れがないか確認する。

H30. 3. 16 いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告

(総務省勧告：勧告先 文部科学省・法務省)

9 茨城県いじめの根絶を目指す条例による社会総がかりでの取組

茨城県いじめの根絶を目指す条例の趣旨を踏まえ、「いじめをしない、させない、許さない」という認識を広く共有し、いじめの根絶に社会総がかりで取り組む。

R1. 12. 20 茨城県いじめの根絶を目指す条例（茨城県議会 令和2年4月1日より施行）

付 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

この方針は、令和7年4月1日より一部改正する。

この方針は、令和8年4月1日より一部改正する。